

報告資料 3

昭島市立小・中学校照明器具のLED化について

1 事業概要

小・中学校 19 校の既設照明器具のうち LED 化未実施のものについて LED 化を行い、児童・生徒の学習環境の向上を図るとともに、温室効果ガス排出量の削減及び光熱費の削減を図る。

本事業は、照明器具を LED 化に改修する費用を LED 化に伴う光熱費の削減分で賄うESCO事業として実施する。

2 事業者選定について

事業者の選定に際しては、経済的に配慮しつつ価格のみならず照明器具の更新範囲や事業者の創意工夫を最大限に取り込む技術提案等の多様な要素を考慮し、価格及び品質が総合的に優れた業務委託契約となるよう、企画・提案型競争方式を採用する。

企画・提案型競争方式により選定するため、昭島市立小・中学校照明器具 LED 化業務委託業者選定審査委員会要綱を制定した。

3 導入スケジュール

日程	内容
令和 5 年 4 月中旬	第一回業者選定審査委員会
令和 5 年 7 月上旬	第二回業者選定審査委員会
令和 5 年 7 月下旬	第三回業者選定審査委員会
令和 5 年 8 月下旬	契約締結
契約締結から令和 6 年 8 月 31 日	照明器具 LED 化改修工事
令和 6 年 9 月 1 日から令和 21 年 8 月 31 日	省エネルギーサービスの提供期間

昭島市立小・中学校照明器具LED化業務委託業者選定審査委員会要綱

(設置)

第1条 昭島市立小・中学校照明LED化業務委託の委託業者を選定するにあたり、企画・提案型競争方式により選定するため、昭島市立小・中学校照明LED化業務委託業者選定審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、前条の候補業者の選定に当たって、競争に参加する者から提示される業務提案の内容を審査し、その結果を市長に報告する。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員6人をもって組織する。

2 委員長は学校教育部長の職にある者を、副委員長は学校教育部教育総務課長の職にある者をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 総務部総務課総務係長
- (2) 環境部環境課長
- (3) 都市整備部建築課長
- (4) 学校教育部学務担当課長
- (5) 市立小学校長
- (6) 市立中学校長

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、第1条の委託契約締結の日までとする。

(委員長及び副委員長の職務)

第5条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員長は、委員会の議長となる。

3 委員会は、委員の過半の出席によって成立する。

4 委員長は、必要があると認めたときは、委員会の構成員以外の者を会議に出席させ、説明を求め、又は意見を聴取することができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、その職務に関し、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、学校教育部教育総務課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年3月16日から実施する。